



市からの お知らせ

7月は社会を明るくする 運動強調月間

△7月1日は更生保護の日▽

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

主な活動としては、のぼりの設置などの広報活動や施設収容者などの更生援助などを目的に更生保護女性会が行う「愛の募金」運動などがあります。

▽市民活動振興室

市公園墓地管理棟の利用停止

10月1日～11月30日は、耐震補強工事実施のため第1会堂などの利用を停止します。

▽市民課（市民生活担当）

市 政

監査委員の選任

監査委員の坂入富士雄さんの任期満了（7月1日）に伴い、新たに九鬼康夫さんを監査委員に選任することについて、市議会6月定例会で同意されました。

任期は、7月2日～平成33年7月1日です。

▽人事部

マイナンバー制度の 地方公共団体間での情報連携の 試行運用

7月から、地方公共団体間においても、情報提供ネットワークシステムを利用したマイナンバー制度による情報連携が試行的に運用されます。

試行運用期間中に、窓口などで各種申請を行うときは、これまでと同様に添付書類の提出をお願いします。

平成29年秋頃には、本格運用が開始され、一部の添付書類が不要になる予定です。

▽企画政策課又は情報化推進課

市役所日曜窓口 （第4日曜日）7月は23日

△業務実施窓口▽

市民課、保険事業室、納税課です。

※取り扱いができない業務もありますので、事前に担当課に確認してください。

▽各担当課又は企画政策課

くらしの情報

平成28年度消費生活相談の概要

平成28年度の相談件数は23366件で27年度より141件減少しました。

年代を問わず、インターネットの通信サービスやパソコン・スマートフォンを使ったインターネットでの取引についての相談が増えています。

前年まで、相談の多かった健康食品の定期購入や送り付けのトラブルについても注意が必要です。

また、高齢者に対する訪問販売・電話勧誘によるトラブルは、年々悪質・巧妙になっているようです。「還付金詐欺」相談、被害も増えています。

※詳しくは、市ホームページ「消費生活センター」で見てください。

夏休み親子消費生活講座

▽日時・内容など 左の表のとおり
▽場所 市立消費生活センター2階会議室
▽対象 市内在住の小学生と保護者25人（申込順）
▽参加費 無料

夏休み親子消費生活講座

日 時	内 容	講 師
8月1日（火） 午後1時30分～3時	「手作り乾電池教室」 乾電池作りを通して、電池の仕組みを学びます。色鉛筆・はさみを持って来てください。	一般社団法人 電池工業会
8月3日（木） 午後1時～4時30分	施設見学 （大阪府高槻市東上牧一丁目2番5号）	株式会社ニチレイ フーズ関西工場 （冷凍食品工場）

※施設見学は、午後1時に市立消費生活センター集合（市マイクロバスを使用）。

申込・▽ 7月3日（月）から電話で市立消費生活センター（☎828・0428）

せっけんに再生できる 食用油の回収

7月28日（金）午後1時～3時、市立消費生活センター。

※業務用は回収しません。

▽「市消費者協会」・前田（☎822・1997）

募集情報

「ふるさと寄附金」 記念品協力事業者の募集

「ふるさと寄附金（ふるさと納税）」の寄附者に対して贈呈する記念品を提供してもらえらる事業者を募集します。

▽記念品の要件 ①市の魅力を感じ、懐かしんでもらえるものであり、地域産業の振興につながる要素を有する品など②市内で、生産・製造・加工・販売又はサービスがなされているもの③品質及び数量の面で、安定供給が見込める品など④飲食物については、寄附者に到着後5日間以上の賞味（消費）期限が保証される品⑤食品衛生法・商標法・特許法・著作権法・不正競争防止法など関係法規を遵守し、違反していない品など

▽募集要項・申込書の配布場所 企画政策課、市役所市民情報コーナー、市立産業振興センター、各シティ・

市からのお知らせ

安全・安心

税・保険・年金

健康・福祉

人 権

子育て・教育

アウトドア・スポーツ

文化・交流

公共機関・団体
市民情報ひろば



※応募用紙は産業振興室又は市ホームページ「産業振興室」からダウンロードできます。

男女共同参画審議会委員を募集

▽任期 9月1日～平成31年8月31日
▽対象 現在、市の審議会などの委員に就任又は応募していない、市内在住・在職・在学20歳以上で、年に4回程度の平日の審議会に出席できる人2人
※そのほかの要件は、問い合わせてください。

▽報酬 出席1回9000円
▽選考方法 小論文及び面接

▽小論文のテーマ 「男女共同参画社会づくりへの私の思い、期待、抱負」
400字～800字、様式は自由

応募・図 小論文と住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を書いて7月15日(土) 11時までに直接又は郵送、FAXで人権文化課(T572-8555本町1番1号、FAX 825-2638)

美しいまちづくり推進員を募集

市・市民・事業者がそれぞれの役割と責任を果たすことを基本に、安全で清潔な、緑豊かなまちづくりを推進するための「美しいまちづくり条例」を円滑に運用し、実効性を確保するため、美しいまちづくり推進員を募集します。

▽任期 2年

▽対象 条例の趣旨をよく理解し、美しいまちづくりに関心を持ち、熱意のある20歳以上の市民又は事業者

(団体のときは構成員)

▽活動内容 美しいまちづくりについで啓発や指導など

申込・図 7月3日～31日に電話で環境推進課

姉妹都市アメリカ・ニューポートニューズ市

交流会員募集

市の姉妹都市であるアメリカニューポートニューズ市との市民交流を目的とした交流会の会員を募集します。

▽対象 市内在住・在職・在学の人又は寝屋川市国際交流協会会員

▽主なプログラム 姉妹都市交流の啓発・広報活動、ニューポートニューズ市民訪問団受け入れ時の交流、ニューポートニューズ市への派遣訪問団の結成、そのほかの企画を通して交流など

△交流会員制度説明会▽

8月19日(土) 午後2時、市立市民会館。

※会員への申し込みは随時可能ですが、ニューポートニューズ市への派遣訪問団員には選考があります。派遣は平成30年3月頃の予定です。

応募 所定の用紙を書いて、直接又は郵送で市国際交流協会事務局へ(811-5935(日・月曜日、祝日を除く)▽

図 市国際交流協会又は市民活動振興室

校庭開放サポーターを募集

小学校の放課後に校庭で児童が安

全に安心して遊べるよう、校庭開放サポーターを募集します。

▽内容 市内各24小学校での平日放課後の見守り活動(3時間程度、長期休暇中は除く)

▽対象 20歳～70歳の人10人程度

※①謝礼があります②書類審査・面接があり、結果は本人に通知します。

申込・図 所定の用紙(青少年課又は市ホームページ「青少年課」からダウンロード)を7月21日(金)までに直接、青少年課

2017青年祭出演者を募集

次代を担う若者が集い、特技やパフォーマンス・楽器演奏などを通して交流します。

▽日時 10月29日(日)

▽場所 市立中央公民館

▽募集内容 次のとおり

△舞台部門▽

①楽器演奏部門：1団体15分、10組

②ダンスコンテスト部門：1団体2分30秒、15組

③ダンス・パフォーマンス部門：1団体5分、15組

④フリーパフォーマンス部門：1団体(1人から)最大3分、10組

⑤演劇部門：1団体15分、2組、教室で行うため、特別な設備・大きな舞台道具持ち込みなし

※(1)③のみリハールを10月22日(日)に行います(2)いずれも申込順です。

△活動紹介部門▽

部屋に陳列できるもの(美術、写

真、書道、イラスト、生け花など)の展示、学校やサークルの紹介・メンバー募集。

▽対象 おおむね高校生～30歳の市内の青年と交流を図りたい個人及び団体

△当日スタッフ▽

準備作業、後片付けなど、当日、手伝ってくれる人も募集します。

※申込用紙はありません。詳しくは問い合わせてください。

応募・図 所定の用紙(青少年課又は市ホームページ「青少年課」からダウンロード)を直接又は郵送、FAXで7月3日(月)から青少年課(T572-8555本町1番1号、FAX 813-0087)

※昨年度の様子を市ホームページ「動画ライブラリー」で配信しています。

(仮称)市立子育てリフレッシュ館遊びスペース設置事業者を募集

平成30年度に(仮称)市立子育てリフレッシュ館の1階に屋内の遊びスペースを設置するに当たり、遊びスペースのデザイン設計などを行う事業者を募集します。

▽対象 過去5年間に100平方メートル以上の屋内の遊びスペースの設置について実績があることなど
※市の入札参加資格者名簿への未登録者も申し込みが可能(参加資格審査有)です。

▽選定方法 プロポーザル(企画提案方式、書類審査とヒアリングを実施

※詳しくは市ホームページ「募集情報」を見てください。

項を見てください。

応募・図 7月28日～8月31日の午前9時～午後5時

※説明会：7月27日（木）午後2時から市立保健福祉センター、応募する団体は必ず出席してください。

図 高齢介護室（☎8388・0372）

明るい選挙啓発ポスター コンクール作品募集

明るい選挙を呼び掛ける内容を自由に表現した作品を募集します。

▽画材 自由

▽大きさの基準 画用紙の四ツ切り・ハツ切りに準じるもの

▽応募資格 市内在住・在学の小学生・高校生

※①作品の裏（右下）に学校名、学年、氏名（ふりがな）を記入してください②入賞作品の版權は主催者に属し、作品は自由に利用します③入賞者の学校名・学年及び氏名を公表します。

◎市・府の審査を経て、最終審査は文部科学省などで行います。

応募・図 9月8日（金）午後5時30分までに市選挙管理委員会事務局

環境・まちづくり

7月20日～8月31日 セアカゴケグモ対策月間

セアカゴケグモは、体長約1センチメートルで全体が黒色、背に赤い



▶卵のう



◀セアカゴケグモ

帯状の模様があります。写真。強い毒を持っていますが、攻撃性はありません（触れるとかまれることもありません）。

駆除するときは必ず厚手の手袋を着用し、肌が出ない服装で家庭用殺虫剤（ゴキブリ用プレスロイド系）を吹き付け、巣の近くに卵のう（乳白色で直径約1センチメートルの球体）を見付けたときは、焼却するか踏み潰しましょう（殺虫剤は卵のうに効果がありません）。かまれたときは患部を流水で洗い、速やかに駆除したくもを持って医療機関で受診してください。

図 府寝屋川保健所衛生課（☎829・7721）又は市環境推進課

立地適正化計画の 方針・方向性についての説明会

居住機能や医療・福祉・商業などの都市機能の誘導を図り、持続可能

な都市を実現するために策定する立地適正化計画の方針・方向性についての説明会を開きます。

▽日時 7月9日（日）午後2時

▽場所 市立市民会館第1多目的室
図 都市計画室

生ごみの水切り大作戦

家庭から出される可燃ごみの約40パーセントは生ごみで、そのうち約80パーセントは水分と言われています。夏は、特に生ごみが腐敗して悪臭が発生しやすい季節です。生ごみの水切りとごみ減量に協力をお願いします。

△方法▽

○排水口や三角コーナーに水切りネットなどを設置し、水分を切ってから捨てる

○水切り器具を使って水分を切ってから捨てる

○手で絞ってから捨てる

図 環境総務課（☎824・0911）

リユース作品を募集

ごみの減量やリサイクルについての意識高揚を図るため、ごみとなる製品などを素材として再利用又は再利用したオリジナル作品を募集します。

※入賞者には図書カードを進呈します。

申込・図 7月18日～8月31日の午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）に直接、環境総務課（ク



リユース作品

リールセンター5階 ☎824・0911

資源集団回収活動 報奨金交付申請

市に登録している資源集団回収活動団体の代表者に平成29年上半年の回収活動報奨金の交付申請書を6月下旬に発送します。

申請・図 7月3日～31日の午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）※必着※に直接又は郵送（受理の確認ができる簡易書留など）で環境総務課（〒572-0855寝屋南一丁目2番1号リールセンター5階 ☎824・0911）

親子ごみ教室

家庭から出るごみの減量方法や分け方、ごみの行方など、親子で体験しながら学びます。

▽日時 8月5日（土）午前10時～

正午

▽場所 クリーンセンター

▽内容 ①ごみについての講話②施設見学③ペットボトルキャップを使用した巨大アート（はちかづきちゃん）の作成など（計2時間程度）

▽対象 市内在住の中学生までの子どもを含む2人以上の家族

▽定員 15組

※①自転車・バイク・車で来場できます②市役所から送迎があります（事前申し込みが必要）③申込者には詳しい案内を送付します。

申込・問 住所、氏名、電話番号、人数、当日の来場手段をはがき又は電話、FAXで7月26日（水）までに環境総務課（〒572-0855寝屋南一丁目2番1号市クリーンセンター5階 ☎824・0911、FAX 21・3349）

第二京阪道路

環境監視測定結果（速報値）

第二京阪道路の環境への影響を把握するため、第二京阪道路環境監視施設（寝屋南局・小路局）で「NO₂（二酸化窒素）」「SPM（浮遊粒子状物質）」「騒音」などの測定を行っています。

平成28年度の各測定局における大気の測定結果及び春季・秋季の騒音の測定結果は、全て環境基準内でした（表1・表2のとおり）。

※詳しくは市ホームページ「環境推進課」を見てください。

図 環境推進課

相 談

パソコントラブル相談

7月4日（火）午後2時～4時
市立市民活動センター、パソコン機器の故障トラブル、定員10人（申込順）、パソコンを持って来てください。

申込・問 市立市民活動センター（☎812・1116）

NPO何でも相談

7月19日（水）午後2時～4時
市立市民活動センター、NPO法人の設立手続きや会計処理、団体運営のアドバイスなど、定員4団体（申込順）。

申込・問 開催日の3日前までに直接又は電話で市立市民活動センター（☎812・1116）



防 災

寝屋川・四條畷・大東地域の浸水対策を強化 新たに2つの増補幹線が完成

寝屋川流域における浸水対策として、河川部門と下水道部門が一体となり総合治水対策が進められています。3月に新しく2つの下水道増補幹

表2 1時間値の1日平均値の最大値及び年度評価値（大気・速報値）

単位：NO₂（ppm）・SPM（mg/m³）

		NO ₂ （二酸化窒素）			SPM（浮遊粒子状物質）		
環境基準		1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppm、又はそれ以下であること			1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること		
測定局		寝屋南	小 路	成 田	寝屋南	小 路	成 田
年度評価値	98% 値	0.032	0.031	0.029	—	—	—
	2%除外値	—	—	—	0.036	0.033	0.038
測定結果の参考値	最小値	0.011	0.011	0.006	0.010	0.012	0.015
	この値の観測月	8月	8月	8月	1月・2月	9月・1月・2月	2月
	最大値	0.021	0.022	0.018	0.026	0.019	0.030
	この値の観測月	12月	12月・1月・2月	12月	5月	5月	5月

<評価方法>

○「NO₂」…年間の1日平均値のうち、低いほうから98パーセントに相当する値（98パーセント値）を評価する。

○「SPM」…年間の1日平均値のうち、高いほうから2パーセントの範囲内にあるものを除外した値（2パーセント除外値）を評価する。

表1 第二京阪道路騒音測定結果
単位（dB）

	寝屋南局		小路局	
	昼間	夜間	昼間	夜間
春	56	52	57	53
秋	56	51	58	51

基準値…昼間70dB（午前6時～午後10時）・夜間 65dB（午後10時～午前6時）



困ったときは相談を（無料） ～7・8・9月～

※秘密は守ります。次回は10月号に掲載します。

相談名	内容など	日時（祝日・年末年始を除く）	申し込み方法	申し込み・問合先（相談場所）
法律相談	相続、借地、借家、不動産、離婚などの法的問題の相談 定員…7人 相談時間…30分程度 相談員…弁護士	月～金曜日と第4日曜日（7月23日・8月27日・9月24日） 午後1時～4時30分、1週間前の同じ曜日の午前9時から電話予約を受付（申込順） ※土・日曜日、祝日、年末年始は申し込みできません。 ※第4日曜日の予約は、前の週の月曜日（月曜日が祝日のときは翌日）から受け付けます。		広報広聴課 ☎ 824・1155
登記・測量相談	同一案件の相談は原則1回限りです 登記手続きや土地・家屋の測量、境界明示などの相談 定員…6人 相談時間…30分程度 相談員…司法書士、土地家屋調査士	第2木曜日 午後1時～4時 （7月13日・8月10日・9月14日）	相談日の午前9時から電話予約を受付（申込順）	
国税相談	所得税、相続税、贈与税などの相談 定員…6人 相談時間…30分程度 相談員…税理士	第3木曜日 午後1時～4時 （7月20日・8月17日・9月21日）		
不動産・建築相談	不動産の売買、家屋の新築・増築の手続きなどの相談 定員…4人 相談時間…30分程度 相談員…宅地建物取引士、建築士	第2金曜日 午後2時～4時 （7月14日・9月8日） ※8月は祝日のため行いません。	相談日の午前9時～正午に電話予約を受付（申込順）	
相続・遺言等相談	遺産分割協議書、遺言書、離婚協議書などの相談 定員…6人 相談時間…30分程度 相談員…行政書士	第3金曜日 午後1時～4時 （7月21日・8月18日・9月15日）	相談日の午前9時から電話予約を受付（申込順）	
行政相談	国の行政機関などへの相談や要望 相談員…行政相談委員	毎週火曜日 午前10時～正午		消費生活センター （桜木町5番30号） ☎ 828・0397
市政相談	市役所への相談や要望 相談員…市職員	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	直接又は電話で相談してください	
消費生活相談	商品やサービスに不満や疑問を感じたり、訪問販売などで契約上のトラブルに巻き込まれたりしたときや多重債務に関わる相談 相談員…消費生活相談員	月～土曜日 午前9時～正午 午後1時～4時		
人権相談	人権に関わる相談 定員…3人 相談員…人権擁護委員	毎週火曜日 午後1時・2時・3時	直接又は電話で予約してください	人権文化課 ☎ 824・1181
	人権に関わる相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分 ※電話での相談もできます。	当日直接	
女性のための法律相談	女性弁護士による離婚、DV、相続などの法的相談 定員…4人	第3火曜日（祝日も実施） 午後1時30分～4時30分 （7月18日・8月15日・9月19日）	前日の午前10時から電話予約を受付（申込順）	男女共同参画推進センター ふらっと ねやがわ（産業振興センター5階）☎ 800・5790
女性の心の悩み相談（カウンセリング）	カウンセラーが助言・アドバイスするのではなく、悩みを本人が話すことで心の整理をつけ、一緒に問題解決を図ります（女性の相談員がサポートします）	毎週月曜日午前9時30分～午後0時40分、毎週水曜日午後1時30分～4時40分（祝日も実施） ※第3木曜日午後1時30分～4時40分（祝日も実施）。	電話で予約してください	男女共同参画推進センター ふらっと ねやがわ（産業振興センター5階）☎ 800・5789 ※第3木曜日のみ、ねやがわシティ・ステーションで行います。
男性のための悩み相談（カウンセリング）	男性相談員による男性の自立、生き方、人間関係などの相談	毎週金曜日午後1時～5時 午後4時30分までに電話してください。 ※祝日も実施。 第2水曜日午後7時～9時（7月12日・8月9日・9月13日）午後8時30分までに電話してください。	申込不要です	男女共同参画推進センター ふらっと ねやがわ（産業振興センター5階）☎ 800・5584
子どもに関する相談	18歳未満の子どもの問題についての相談（いじめ、育児、発達、性格、学校生活など）	月～金曜日 午前9時～午後5時30分 ※電話での相談もできます。		子どもを守る課子ども相談担当（総合センター2階） ☎ 838・0181
教育相談	幼児・児童・生徒の教育についての相談（不登校、学習、性格、友人関係など）	月～金曜日 午前9時～午後5時 ※電話での相談もできます。	電話で予約してください	教育研修センター （池田新町3番23号） ☎ 838・7830
就労相談	就職困難者を対象に就労の相談	求人情報検索・個別相談 毎週月・火・木・金曜日 午前10時～午後5時		地域就労支援センター （ねやがわシティ・ステーション内） ☎ 828・0751

8メートル
 図 府東部流域下水道事務所総務企画課（☎06・6784・3721）又は市工務課



浸水被害の軽減区域

枚方寝屋川消防組合からのお知らせ

△おもちゃ花火とガソリンの事故防止▽

花火は誤った使い方をすると、けがややけどにつながります。使用上の注意などに気を付けましょう。また、子どもが小さいうちは保護者と一緒に遊びましょう。

キャンプや祭りなどで発電機を使用するとき、燃料のガソリンは、引火点が低く一旦事故になれば大惨事を招きかねません。ガソリンの特性を理解した上で、取り扱うようにしましょう。

図 枚方寝屋川消防組合保安対策課

△水の事故に気を付けよう▽
 暑い季節は、毎年全国各地で水の事故が多発します。事故を防ぐには周りにいる家族や友人がよく注意することが大切です。

図 枚方寝屋川消防組合警防課（☎852・9919）

△7月は熱中症予防強化月間▽

熱中症は、高温・多湿の環境で、体の水分と塩分のバランスが崩れ、体温調整がうまく働かなくなり発症します。

○予防のポイント ①室内でも熱中症になることがあるので、節電中でも適切にエアコンを使いましょう②水分・塩分はこまめに補給（アルコールは体内の水分を出してしまうので補給になりません）③めまい、頭痛、吐き気、倦怠感（けんたいかん）など「おかしい」と思ったら涼しいところに避難し、医療機関に相談しましょう。

図 枚方寝屋川消防組合救急課（☎852・9918）

△調理家電の誤った使用で火災が多発▽

火災を未然に防ぐため、オーブントースター、電子レンジなどの使用は、次の点に注意してください。

○食品に応じた正しい時間設定をして必要以上に加熱しない。
 ○庫内に付着した油や食品かすを放置したまま加熱しない。

※詳しくは枚方寝屋川消防組合ホームページ火災事例のページ（下のQRコード）を見てください。

防災



気象災害から命を守るために

大雨・洪水警報などが

生まれ変わります

①5日先までの大雨警報などの発表の可能性を2段階で表示。

②警報・注意報の発表時に、最大24時間先までの危険度の予想を色分け表示。

③警報などの発表基準について、これまでの雨量などに代え、降った雨が地面にどれだけ溜まっているかなどの指数を使用。

④警報が発表されたとき、どこで実際に危険度が高まっているかを地図上に5段階で色分け表示。

※③と④は7月中旬に変更され、気象庁ホームページで見ることができます。

図 大阪管区气象台（☎06・6949・6313）



図 枚方寝屋川消防組合警防課（☎852・9919）

△訓練披露会▽

①7月7日（金）午前10時30分～11時30分、寝屋川消防署②11日（火）午前11時～正午、枚方東消防署。
 ※車での来場は控えてください。

図 枚方寝屋川消防組合警防課（☎852・9919）

△普救救命講習会▽

7月29日（土）午後1時～4時、枚方消防署、AEDの使用方法や心肺蘇生法などの知識と技術を習得、

図 枚方寝屋川消防組合警防課（☎852・9919）

△甲種防火管理講習▽

9月9日（土）午前10時～午後4時30分・10日（日）午前10時～午後5時、消防本部、寝屋川市・枚方市に在住・在職の人で防火管理の資格を必要とし、適切に業務を遂行できる人100人（申込順）、受講料4000円（テキスト代など、初日に納付）。

※消防設備点検資格の免状又は自衛消防業務講習の修了証を持つ人は受講科目が一部免除できます。

申込・図 所定の用紙（消防署・出



張所で配布)に6か月以内の写真を貼って、7月31日～8月4日の午前9時～午後5時15分に直接又はFAXで消防本部予防指導課(☎852・9912、FAX800・3000)※消防本部ホームページからも応募できます。

防 犯

通話録音装置を 無償で貸し出します

市内で特殊詐欺被害が多発していることを受け、被害を防止するため、通話録音装置を貸し出します。

△通話録音装置とは▽

着信時に犯罪行為への警告メッセージが流れ、通話を自動録音する装置です。

自宅の電話機に工事不要で簡単に設置ができます。

※①機器の設置には電源が必要ですが、②装置は1世帯につき1台です③対象となる条件に変更があったときは、機器を市へ返却してもらうことがあります④使用中の電話回線又は電話の接続状況により機器を利用できないときもあります。

▽対象 市内在住の原則満65歳以上の高齢者のみで構成される世帯で、装置設置後のアンケートに回答できる人※申し込みが多いときは抽選です。

▽貸し出し数 1000台

※機器の利用には電気料金がかかります。メーカー保証以外の修理は利

用者の負担となります。

申込・窓口 7月3日～31日に直接、消費生活センター又は危機管理室

※結果は8月下旬に封書でお知らせします。結果通知に機器の引き渡しの日時や場所などを記載します。

7月21日～8月21日 夏の地域安全運動実施

市民の皆さんと市防犯協会、寝屋川警察署、市が一つになって犯罪のない安全で安心な、明るく住みよい地域社会を実現するためにまいります。

△期間中の主な活動など▽

①7月28日(金)午後8時から市全域で夜間・斉街頭防犯活動②8月4日(金)午後6時から寝屋川市駅で子どもの犯罪被害防止街頭キャンペーン。寝屋川警察署生活安全課(☎23・1234)又は市危機管理室

交通安全

7月1日～8月21日 夏の交通事故防止運動

この時期レジャーなどで過労運転や開放感からくる無謀運転などによる交通事故が起こる可能性が高いことから、市では夏休み期間である8月21日(月)までを夏の交通事故防止運動期間としています。

市民一人一人が交通ルールを守り、交通マナーの向上に努め、いつ起きるか分からない交通事故を防ぎましょう。

関係 道路交通課

おもな徴収金の名称と担当課(室)

徴収金	担当課(室)
市税	納税課
国民健康保険料	保険事業室
後期高齢者医療保険料	
介護保険料	高齢介護室
保育所保育料	保育課
児童扶養手当返納金	こどもを守る課
生活保護費返還金・徴収金	保護課
生活つなぎ資金貸付金返還金	
水道料金・下水道使用料	上下水道局業務課
留守家庭児童会保育料	青少年課
市営住宅使用料	まちづくり事業推進室

※問い合わせは☎824・1181(代表)、担当課(室)で相談してください。

税・保険・年金

市税などの各種納付は期限内に

平成29年度の市税、国民健康保険料、保育料、介護保険料などの納付が始まっています。

市民の皆さんの市税などに支えられ、市ではいろいろなサービスを行うことができている。市税などを納期内に納めることができないときは、必ず各担当課(室)に相談してください(右の表のとおり)。

△差し押さえなど法的措置を実施▽滞納債権整理回収室では、各担当課(室)から移管を受けた滞納債権について法的措置を前提とした整理回収業務を行っています。

※詳しくは問い合わせください。負担の公平化を徹底するため、皆さんの理解をお願いします。

関係 滞納債権整理回収室

税のお知らせ

差し押さえ財産を インターネット公売

滞納者の財産を差し押さえ、一部をインターネットで公売します。

インターネット公売システム「ヤフー官公庁オークション」ホームページで参加申し込みをして入札してください。

▽出品するもの 絵画など

▽受付期間 7月6日午後1時～24日午後11時

▽入札期間 7月31日午後1時～8月2日午後11時

▽公売専用直通電話 ☎825・2037

※滞納市税が納付されたときは、直前に公売を中止することもあります。詳しくは市ホームページ「納税課」を見てください。

関係 納税課

上場株式などの配当所得などに 係る個人住民税の課税方式の選択

4月1日から、特定上場株式など
の配当所得や上場株式などの譲渡（源
泉徴収がある特定口座）に係る所得
について、所得税と異なる方式による
個人住民税の課税が始まりました。

これにより、特定配当などについ
て、所得税では総合課税、市・府民
税では申告不要制度を適用するな
ど、申告者自身が課税方式を選択す
ることができます。このときは、確
定申告書とは別に市・府民税の申告
書の提出が必要です。詳しくは問い
合わせてください。

図 市民税課

各種保険・医療制度

国民健康保険料率が決定

国民健康保険料は、医療給付費分
（医療保険分）と後期高齢者支援金
等分、介護納付金分（40歳～64歳
の人の介護保険分）を合わせた額（表
1・表2のとおり）です。

△保険料が軽減されます▽

世帯の総所得金額の合計が国の定
める基準以下のときは、保険料（均
等割と平等割のみ）が7割・5割・
2割の割合で軽減されます（表3の
とおり）。

※所得の申告がないと軽減されませ
んの、必ず所得税や市県民税・府民
税の申告をしてください。

△加入・脱退などの届け出は 14日以内に▽

国民健康保険に加入・脱退などは、
必ず14日以内に届け出て下さい。届
け出が遅れると、医療費が全額自己負
担になり、保険料を遡って納めなけれ
ばなりません（最長2年間）。

△高齢受給者証を更新▽

70歳以上の皆さんに交付している
高齢受給者証を更新します（オレン
ジ色）。有効期間は8月1日～平成
30年7月31日です。

8月1日以降に75歳になる人は、
75歳の誕生日の前日までが有効期限
です。医療機関などの窓口での負担
割合は、平成28年中の所得で判定し
ますので、所得状況などによって8
月1日から負担割合が変わることが
あります。

△届け出の受付▽

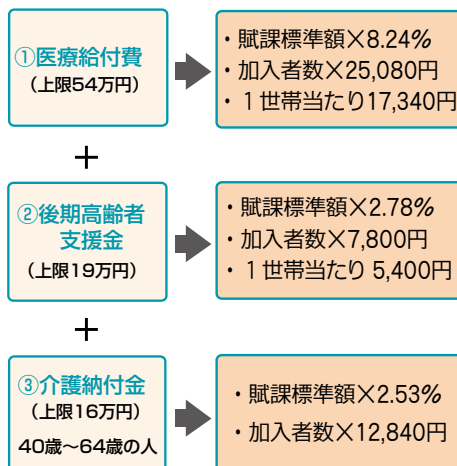
平常業務のほか、毎週木曜日（祝
日を除く）午後8時までと、毎月第
4日曜日（7月は23日）午前9時～
午後5時30分に受け付けています。
各シティ・ステーションと堀溝サー
ビス窓口でも受け付けています。

図 保険事業室（国民健康保険賦課
担当）

国民健康保険料の納付は 必ず期限内に（毎月月末）

皆さんが納めた保険料は、国の補
助金などと合わせて、病気やけがを
したときの医療費の支払いなどに使
われています。納めない人がいると、
国民健康保険の運営ができなくなり

表2 1年間の保険料の計算方法



1年間の保険料
= 上限73万円
(①+②)
※40歳～64歳の
人は介護納付金を
含みます
= 上限89万円
(①+②+③)

※「賦課標準額」…保険料
所得割を算出する基
になる金額です。各加
入者の総所得金額から
基礎控除額（33万円）
を差し引いた額の合計
です。

※「加入者数」…①②
国民健康保険に加入③
国民健康保険に加入して
いる40歳から64歳の
世帯人数です。

表1 平成29年度の国民健康保険料（ ）内は平成28年度

	①医療給付費 (医療保険分)	②後期高齢者 支援金等	③介護納付金 (40歳～64歳の 介護保険分)
所得割率	8.24% (8.25%)	2.78% (2.80%)	2.53% (2.53%)
均等割額	1人当たり 25,080円 (25,920円)	1人当たり 7,800円 (8,340円)	1人当たり 12,840円 (12,840円)
平等割額	1世帯当たり 17,340円 (18,300円)	1世帯当たり 5,400円 (5,880円)	
賦課 限度額	年間540,000円 (540,000円)	年間190,000円 (190,000円)	年間160,000円 (160,000円)

表3 保険料の軽減基準（世帯の総所得金額）

軽減割合	前年中の合計所得
7割	33万円 以下
5割	33万円 + < 27万円 × (加入者数 + 特定同一世帯所属者数) > 以下
2割	33万円 + < 49万円 × (加入者数 + 特定同一世帯所属者数) > 以下

※(1)軽減判定の基準日は4月1日（年度途中の新規加入は世帯の
国民健康保険資格取得日）です(2)65歳以上の公的年金所得者
は（年金所得－15万円）で軽減を判定します(3)「世帯の総所得
金額」は、世帯における国民健康保険加入者（国民健康保険資
格のない世帯主を含む）の前年中（平成28年1月～12月）総所得
金額の合計です(4)特定同一世帯所属者数とは、同じ世帯の国民
健康保険加入者で、75歳に到達、又は65歳以上の人が障害の認
定を受けたことにより、後期高齢者医療制度に移った人です。

ますので、納期限内に納めてください。

△特別な理由もなく 保険料を滞納すると▽

○保険証の返還を求め、被保険者
資格証明書を交付します（医療機

関で受診したとき、治療費の全額
を負担することになります）。

○保険給付の一部又は全部を滞納
保険料に充てます。

○財産（預金・生命保険・不動産・

